

# 一括契約制度について



千葉県知事指定検査機関 (公社) 千葉県浄化槽検査センター

電話 : 043-246-6283

FAX : 043-246-6231

URL : <http://www.cjks.jp/>

e.mail: info@cjks.jp

# 浄化槽一括契約制度について

平成27年2月  
(公社)千葉県浄化槽検査センター

## 一括契約制度の目的

浄化槽は、衛生的で快適な生活の基盤となる施設であるとともに、公共用水域の水環境の保全に大きな役割を果たす大変重要な施設です。

しかし、維持管理が適正に行われない場合には、浄化槽の正常な機能が発揮されず、悪臭や騒音、蚊・はえの発生など、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすだけでなく、身近な川や沼などの公共用水域の水質汚濁の原因にもなってしまいます。

このため浄化槽法では、浄化槽管理者に対して、保守点検・清掃の実施と知事指定機関が行う法定検査の受検を義務づけています。

「浄化槽一括契約制度」は、保守点検業者を窓口として、浄化槽管理者と保守点検・清掃の実施と法定検査の受検手続きの代行を一括して契約することにより、浄化槽の適正管理を徹底し、管理者に安心して浄化槽を使用していただくことを目的とする制度です。

## 一括契約制度のメリット

### 管理者にとって

- ①個々に契約・手続きする煩わしさが解消されます。
- ②適正管理が確保され、安心して浄化槽を使い続けることができます。
- ③改善が必要な場合にも、専門業者による迅速な改善措置が講じられます。

### 関係業者にとって

- ①法令の基準に従った適正な業務の実施が確保できます。  
(管理者に保守点検・清掃の重要性を理解していただくことにもつながります。)
- ②法定検査と連携した保守点検・清掃業務の実施により適正管理が徹底され、委託業務への管理者の信頼が高まります。

## 一括契約制度の概要

### (1) 対象浄化槽

すべての浄化槽を対象とします。

### (2) 契約の当事者

浄化槽管理者と保守点検業者・清掃業者が契約当事者となります。

また、浄化槽管理者との契約窓口は、原則として保守点検業者となります。

### (3) 契約の主な内容（管理者との契約事項）

- ①浄化槽法に基づく法定検査の受検手続きを代行すること
- ②環境省令に定める技術上の基準に従い、適正に業務を実施すること
- ③記録票を作成し管理者に交付すること
- ④適正な使用方法について管理者に助言すること
- ⑤行政機関への使用開始報告書の提出を代行すること
- ⑥情報提供についての管理者の承諾を求めること  
(検査機関から保守点検業者・行政機関への法定検査結果の提供)

### (4) 検査結果書の交付

検査結果書は、原則として検査センターから直接管理者に送付します。

なお、「不適正」と判定された場合には、窓口となった保守点検業者にも、お知らせしますので、管理者や関係業者と協議・調整の上、速やかに必要な措置を講じてください。

### (5) 契約に当たって

- ①契約の窓口となる保守点検業者は、清掃業者と十分調整を図り、緊密に連携することが重要となります。
- ②契約の窓口となる保守点検業者は、浄化槽管理者に法の義務（保守点検・清掃・法定検査）、一括契約のメリット等について、リーフレットを利用するなどによりわかりやすく説明し、理解を得てください。

## 一括契約制度の普及に向けて

一括契約制度は、平成27年4月から制度を一部改良して開始します。(リスタート)  
制度の普及に向けて、関係団体の協力・連携のもとで、次のような取組を推進します。

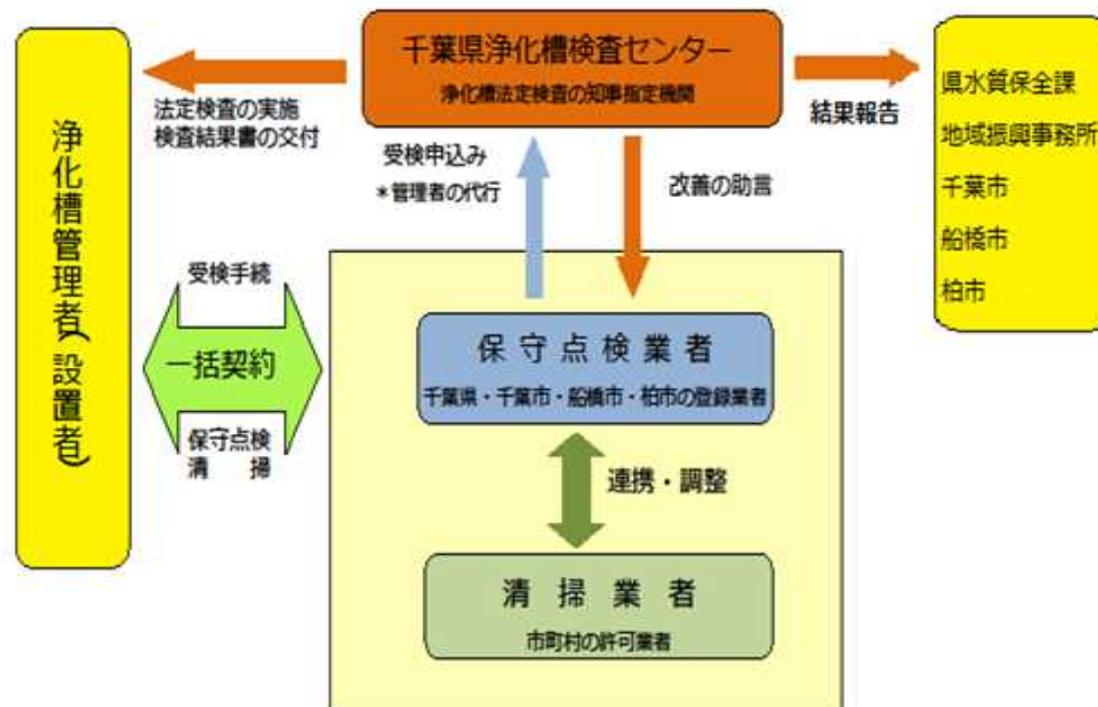
### (1) 各種広報媒体の活用などによる普及促進

- ①関係業者に対して、説明会、文書通知、関係団体からの周知等により協力を呼びかけます。
- ②浄化槽管理者に対して、広報チラシの配布(受検案内に合わせて同封、検査員や保守点検業者を通じた配布等)、ホームページへの掲載などにより広報します。

### (2) 浄化槽設置補助制度との連携

平成27年度から、浄化槽設置補助制度において、浄化槽の適正管理と法定検査受検の徹底を図るため、7条検査手数料の前納に加えて、一括契約の締結を補助要件とすることとされました。

## 適正管理の徹底と受検促進のための一括契約制度



## 一括契約業務の実施方法

### (1) 一括契約書の様式

一括契約は、原則として標準契約書(別紙1 別添例示(第3条第1項関係))による保守点検・清掃委託契約書により行います。

### (2) 一括契約書(標準契約書)の入手方法

一括契約書(標準契約書)は、下記団体のHPからダウンロードできます。

(一社)千葉県環境保全センター

TEL : 043-245-4222 FAX : 043-245-4223

URL : <http://www.kankyohozen.com/>

(公社)千葉県浄化槽検査センター

TEL : 043-246-6283 FAX : 043-246-6231

URL : <http://www.cjks.jp/>

### (3) 一括契約の手続き

①契約書は2部作成し、1部を浄化槽管理者に渡し、1部は保守点検業者が保存します。  
清掃業者には契約書の写しを渡します。

②保守点検業者は、一括契約を締結した物件情報を1か月単位で取りまとめ、リスト(別紙2様式1(第6条第1項関係A3))を作成し、翌月15日までに検査センターへ報告してください。(FAX可)

③検査終了後、検査結果書は請求書と一緒に検査センターから浄化槽管理者に送付します。

④検査の結果、改善が必要な事項がある場合は、適宜、保守点検業者等にもお知らせします。  
浄化槽管理者、関係業者等と打ち合わせ、速やかに必要な措置・対応をお願いします。

⑤一括契約を解約した場合には、浄化槽一括契約解約届出書(別紙3 様式3(第6条第2項関係A4))により検査センターへ報告してください。(随時・FAX可)

⑥保守点検業者は、別紙4(様式2(第6条第1項関係A4))により3か月毎の一括契約の契約件数を取りまとめ一般社団法人千葉県環境保全センターへ報告してください。(FAX可)

## 一括契約業務の流れ

